［一～三　略］

四　行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る地域区分

次の㈠に掲げる市町村について、次の㈡による級地により区分する。

［㈠　略］

㈡　級地区分の方法

㈠に掲げる市町村は、一級地から六級地までに区分し、当該各市町村につき、次に掲げる市町村役場の所在地と県庁所在地との距離、市町村役場の所在地と支庁所在地との距離及び離島事情ごとに次に定めるところによつて算定した点数（一点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数が、八〇〇点以上となるものを六級地、六〇〇点以上八〇〇点未満となるものを五級地、四〇〇点以上六〇〇点未満となるものを四級地、二〇〇点以上四〇〇点未満となるものを三級地、一〇〇点以上二〇〇点未満となるものを二級地、一〇〇点未満となるものを一級地とする。

［(1)・(2)　略］

(3)　離島事情（離島に係る市町村（㈠に掲げる市町村のうちその区域の一部又は全部につき離島振興法、奄美振興法又は小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村（当該市町村役場が当該市町村の区域内でこれらの法律の適用を受けない地域にある市町村を除く。）をいう。）について、平成十九年四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項の辺地をいう。以下この号において同じ。）ごとに総務大臣が調査した同日現在の住民基本台帳登載人口を基礎として次の算式によつて算定した点数をいう。）

［略］

［五・六　略］

［2～6　略］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$(A-1)\times\alpha+1$

算式の符号

［略］

α　「小学校費」にあつては0.164、「中学校費」にあつては0.164

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$[A\times\{(C-1)\times(0.105+D\}+\{(B\times1.21)\times D\}]\ /\ (A+B)$

［一～三　同上］

四　行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る地域区分

次の㈠に掲げる市町村について、次の㈡による級地により区分する。

［㈠　同上］

㈡　級地区分の方法

㈠に掲げる市町村は、一級地から六級地までに区分し、当該各市町村につき、次に掲げる市町村役場の所在地と県庁所在地との距離、市町村役場の所在地と支庁所在地との距離及び離島事情ごとに次に定めるところによつて算定した点数（一点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数が、八〇〇点以上となるものを六級地、六〇〇点以上八〇〇点未満となるものを五級地、四〇〇点以上六〇〇点未満となるものを四級地、二〇〇点以上四〇〇点未満となるものを三級地、一〇〇点以上二〇〇点未満となるものを二級地、一〇〇点未満となるものを一級地とする。

［(1)・(2)　同上］

(3)　離島事情（離島に係る市町村（㈠に掲げる市町村のうちその区域の一部又は全部につき離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号。以下「奄美振興法」という。）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の適用を受ける市町村（当該市町村役場が当該市町村の区域内でこれらの法律の適用を受けない地域にある市町村を除く。）をいう。）について、平成十九年四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項の辺地をいう。以下本号において同じ。）ごとに総務大臣が調査した同日現在の住民基本台帳登載人口を基礎として次の算式によつて算定した点数をいう。）

［同左］

［五・六　同上］

［2～6　同上］

（経常態容補正係数の算定方法）

第十一条の二　都道府県の「小学校費」及び「中学校費」に係る経常態容補正係数は、それぞれ次の算式によつて算定した率とする。

算式

$(A-1)\times\alpha+1$

算式の符号

［同左］

α　「小学校費」にあつては0.162、「中学校費」にあつては0.163

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$[A\times\{(C-1)\times(0.104+D\}+\{(B\times1.19)\times D\}]\ /\ (A+B)$